

お知らせ

パートⅢ

平成28年度から 軽自動車税の引き上げ

◆原動機付自転車、オートバイ（二輪の軽自動車および二輪の小型自動車）、小型特殊自動車（ボートトレーラー）

表1の年税額となります。税制改正により平成27年度から税額の引上げを実施する予定でしたが、開始が一年間延期され平成28年度から引き上げられます。

◆軽自動車（三輪以上のもの）
表2の年税額となります。ただし、三輪以上の軽自動車で平成27年3月31日以前に初めてナンバーの交付（※参照）を受け

た車両は、年税額の変更はありません。また、初めてナンバーの交付を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車（電気自動車、ハイブリッド車などで地方税法で定める要件を満たすものを除く）は、年税額が引き上げられます（重課）。

平成28年度課税の重課の対象は自動車検査証に記載されている初度検査年月が平成14年以前の車両となります。

●グリーン特例（軽課）について
平成27年4月1日から平成28

年3月31日までの間に初めてナンバーの交付（※参照）を受け、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、表3の年税額となります。

※初めてナンバーの交付を受けた日は、「最初の新規検査」の年月で判断します。最初の新規検査の年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

●軽自動車税は、毎年4月1日現在の登録名義人である所有者（割賦販売契約で所有者が売主である場合は使用者）に課されます。納税通知書は毎年5月中旬に発送され、納期限は5月末日です。

●市民税課税制班（☎内線322）。

税金
家屋を取り壊したり
平成28年1月1日までに家屋

を取り壊した場合、固定資産税・都市計画税は課税されません。登録簿に登記されていない家屋（未登記家屋）を滅失（取り壊し）した場合や、家屋の滅失登記を申請していない場合は、必ず左記までご連絡ください。

健康
がんに関する
講演会&患者サロン
日本医科大学千葉北総病院で開催される、医療用麻薬の正しい使い方についての「講演会」。患者さんやご家族が体験したことを語り合うことができるおしゃべり会「患者サロン」を開催しています。

●12月12日（土）【講演会】午後1時～1時50分、【患者サロン】午後2時～3時。

●日本医科大学千葉北総病院災

害研修センター（鎌刈）。
◆講師：下川陽子氏（緩和薬物療法認定薬剤師）。

●がん患者さんとそのご家族。30人。無料。

●12月5日（土）までに電話で左記へ（先着順）。

●詳しくは左記へ。

●日本医科大学千葉北総病院がん相談支援センター（☎992057）。

●電話での問い合わせは、平日の午前10時～午後4時まで。

●国民年金保険料は日本年金機構からの納付書（領収済通知書）などにより毎月の保険料を翌月の末日までに納めます。保険料を滞納すると、将来の老齢基礎年金や、障害・遺族年金などが受けられなくなることがあります。

●平成27年度の保険料額は、一カ月15,590円です。納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

●まだ納付がお済みでない人は、納付書を持参し、お近くの金融機関やコンビニエンスストアで

【国民年金保険料の納め忘れはありませんか】
国民年金保険料は日本年金機構からの納付書（領収済通知書）などにより毎月の保険料を翌月の末日までに納めます。保険料を滞納すると、将来の老齢基礎年金や、障害・遺族年金などが受けられなくなることがあります。
平成27年度の保険料額は、一カ月15,590円です。納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。
まだ納付がお済みでない人は、納付書を持参し、お近くの金融機関やコンビニエンスストアで

●国民年金課税資格
保険税班（☎内線281～284）。
【後期高齢者医療保険料】国保年金課
高齢者医療年金班（☎内線289）。

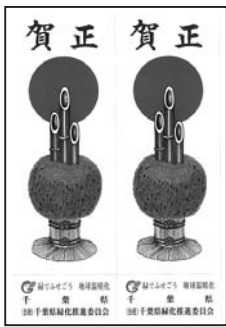
お正月「門松カード」の配布

市では、お正月の「門松カード」を市民のみなさんにご利用いただけるよう、市役所、各支所、出張所・公民館など、公共施設や市内郵便局に配布場所を設置し、12月1日（火）から無料配布します。

配布時間は、各施設の開館中になります。土曜・日曜日は、公民館などが開館していますのでご利用ください。

また、市ホームページからダウンロードもできます。

●農政課農政班（☎内線371・372）。



国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料は日本年金機構からの納付書（領収済通知書）などにより毎月の保険料を翌月の末日までに納めます。保険料を滞納すると、将来の老齢基礎年金や、障害・遺族年金などが受けられなくなることがあります。

平成27年度の保険料額は、一カ月15,590円です。納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ納付がお済みでない人は、納付書を持参し、お近くの金融機関やコンビニエンスストアで

●国民年金課税資格
保険税班（☎内線281～284）。
【後期高齢者医療保険料】国保年金課
高齢者医療年金班（☎内線289）。

納付してください。

また、納め忘れがなく、納付の期間がからない「口座振替」や、「クレジットカード払い」もあります。いずれも保険料を前もって一度に納めると割引のある「前納」があります。経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」、「若年者（30歳未満）納付猶予制度」、「学生納付特例制度」があります。

所得に一定基準の条件があるの左記までご相談ください。※詳しくは左記まで。

●船橋年金事務所（☎047142418811）、国保年金課高齢者医療年金班（☎内線288・299）。

12月25日は納期限です 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

12月25日（金）は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料第6期の納期限です。納め忘れのないようにお願いします。

納付が困難な場合はそのまま放置せず、下記窓口で相談してください。

●口座振替を利用している人は、残高不足のないようご確認ください。

●【国民健康保険税】国保年金課資格
保険税班（☎内線281～284）。

●【後期高齢者医療保険料】国保年金課
高齢者医療年金班（☎内線289）。